

平成30年9月18日

第15回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第15回総会議事録

1. 日 時 平成30年9月18日(火) 午後1時30分
2. 会 場 市民会館 301号室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 6番 宍戸 忠一
7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功 9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
13番 佐藤ミツエ 14番 渡邊 賢一 16番 古関 恵子
17番 関 健一 18番 安田 善喜 19番 渡邊 友一
20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕 22番 宍戸 薫
23番 鈴木 顯典 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 15番 尾形 寅昭
6. 事務局の出席者
事務局 長 石川 英弥
庶務係 長 遠藤 彰 主 査 羽田 瑠美
農地係 長 阿部 裕一 主 査 梅宮 央樹

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 荒廃農地の区分の判断について
- 第7号 平成31年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見について

報告の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出について
- 第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について

農地係長 ご案内の時間となりましたので、開会に先立ち 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

農地係長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 尾形寅昭委員より欠席の旨届け出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期第15回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

4番：片平 隆 委員、16番：古関 恵子 委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の梅宮主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局に議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(79件)】

合計79件、平成30年9月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転5件、賃借権設定1件、計6件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番(発言を求める。)

議長 2番(発言を許可する。)

2番 区域番号1番、整理番号1番のご説明をいたします。受人は専業農家として営農しており、区域協議会では問題なしと判断しました。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりで

す。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 区域番号2番、整理番号2番及び3番についてご説明申し上げます。2番につきましては、受人が先代から小作地として耕作しているところの所有権移転で問題なし、3番は知的障がい者の福祉施設が、施設内でトマト栽培をしておりましたが、農地を借り受け、野菜を栽培するとのことでしたので、区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 区域番号3番、整理番号4番についてですが、調査書のとおり、区域協議会では許可相当と判断いたしました。皆様ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 区域番号5番、整理番号5番について、調査書、議案のとおりで区域協では問題ないと判断しました。皆様ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 議案書3ページ、区域番号7番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 区域番号7番、整理番号6番についてご説明をいたします。譲渡人は高齢で耕作できず、隣で耕作している譲受人に所有権移転するものです。区域協議会では許可相当と判断いたしましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から6番までの6件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域における自己転用2件で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」とおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障をおよぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

議長 区域番号5番、整理番号1番についてですが、測量して面積を確認したところ、判明した案件です。明治の時代から農家住宅敷地として使用しており、区域協議会では何ら問題がないと判断したので、審議の程、よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

議長 区域番号6番、整理番号2番でございますが、申請人は避難者で福島市の現在の農業用倉庫は手狭で、農業用倉庫を建築したいとのことで、隣接の営農に支障はないように配慮することでしたので区域協議会では問題はないと判断しました。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

農地係長 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

5ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の農地の第三者転用で、所有権移転5件、賃借権設定2件、使用貸借権設定4件、計11件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 2番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 2番 議長2番（発言を求める。）

2番 2番（発言を許可する。）

区域番号1番、整理番号1番から3番についてご説明します。1番は、譲渡人が高齢で耕作できなくなり、譲受人が太陽光発電を行い、周辺の営農状況への支障の恐れもないと、区域協議会の方では許可相当ということで判断いたしました。2番は、工事用車両が通行できる通路がなく工事期間について一時転用するものです。3番は2番との関連案件で、農家住宅の屋敷替えです。いずれも営農に支障なく区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 区域番号2番、整理番号4番についてのご説明を申し上げます。譲渡人は高齢で耕作できず、転用目的が建売住宅敷地で、周辺も宅地で営農条件に支障なく、特に区域協議会の中では問題ないということでしたので、審議の程よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号5番及び6ページ、整理番号6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 区域番号3番、整理番号5番及び6番の件でございます。5番は農地と農地の間に土砂の流出を防ぐため水路を設けるものであります。6番は農家住宅を建てる申請で、周辺農地の営農に支障なく区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号7番から9番までの3件、判断基準の詳細は、別添「調査書」とお入りです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）
14番	区域番号4番、整理番号7番から9番についてご説明いたします。7番ですが、申請地は水はけの悪い土地で、遊休農地となっておりました、今回一時転用して水はけのよい農地にするものです。8番は除染で使用後、農地に復元した後、資材置き場として一時転用するものです。9番はコンビニエンスストア敷地で、いずれも周辺農地に支障なく区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、審議の程よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号10番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」とお入りです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
16番	議長16番（発言を求める。）
議長	16番（発言を許可する。）
16番	整理番号10番についてご説明いたします。分家住宅敷地で、周りの農地の営農に支障はないとして区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	議案書7ページ、区域番号6番、整理番号11番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」とお入りです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	区域番号6番、整理番号11番につきましては、福祉施設の駐車場で利用者が増え必要性が生じたとのことで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの11件について、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長	<p>8ページをご覧ください。議案第4号、現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。</p> <p>区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	2番（発言を許可する。）
2番	区域番号1番、整理番号1番についてご説明申し上げます。大型車の進入路が外になく以前から使用しており、周辺農地の所有者から同意を得ていることから、区域協議会では問題なしと判断しましたので、ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔異議なし。〕
議長	それでは簡易採決により、議案第4号について異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第4号現況確認証明願出について、整理番号1番の1件について原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
農地係長	<p>9ページをご覧ください。議案第5号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について福島市長より意見を求められた案件です。</p> <p>福島県農業振興公社への貸付分8件、23,465㎡、JAふくしま未来：農地利用集積円滑化団体への貸付分1件、8,838㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。議案書10ページ、福島県農業振興公社貸付分ですが、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	7番（発言を許可する。）
7番	区域番号2番、整理番号1番及び2番について、受人はいずれも耕作可能で区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	区域番号3番、整理番号3番について、飼料用作物をつくることで問題なしと区域協議

会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 区域番号4番、整理番号4番及び5番についての2件ですが、いずれも渡人の耕作が難しく、受人が営農を行えるとのことでしたので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 区域番号5番、整理番号6番について、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 議案書11ページ、区域番号7番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 区域番号7番、整理番号7番及び8番についてご説明します。今回別の方に貸していた農地を公社を通じて手続きするもので、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 次に、JAふくしま未来貸付分ですが、議案書12ページ、区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 区域番号7番、整理番号1番についてご説明いたします。受人は耕作しており区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第5号について異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第5号福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書13ページ、議案第6号、荒廃農地の区分の判断についての案件は、農地の現況について福島市長より判断を求められた案件です。

依頼に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、再生利用可能な「A分類」と判断されました。

区域番号7番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は議案書のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 区域番号7番、整理番号1番及び2番についてご説明いたします。現地調査を担当委員と事務局で行い「A分類」と判断いたしました。なお、前回、3条申請のあった農地で新規営農することが決まっていますが、耕作するために補助事業を利用して耕作するとのことでした。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第6号荒廃農地の区分の判断について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

庶務係長 議案書14ページ、議案第7号、平成31年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見についてでございますが、こちらを決めた経過につきましてご説明させていただきます。

6月の末に農業委員・推進委員の皆様へ、昨年提出した平成30年度意見書を参考資料として送付させていただき、修正・新たに追加する部分・削除する部分ということでご検討いただき、7月の区域協議会で各区域協議会長さんにそれぞれご提出をいただいたところでございます。各区域協議会長さんにつきましては、皆様からの意見を区域の意見として取りまとめていただき、8月の区域協議会で事務局に提出していただいた状況でございます。皆様から出された意見をできる限り取り込むようにしまして、事務局で原案を作成した、という形になります。そして、8月28日に小委員会の油井委員長が農政対策小委員会を開催し、その中で、委員長さんを中心として午後12時半くらいから夕方まで議論をいたしまして、この案を作ったところでございます。今回の総会でご承認いただいた後に10月9日（火）に市長に対してこの意見書を提出という流れになっております。それでは内容について、長いので項目だけご説明をさせていただきます（項目ごとの見出しを読み上げる）。中身につきましては区域協議会でもご審議いただいたと思いますので、ご覧いただきたいと思っております。な

	お、こちらをまとめた経過につきまして、農政対策小委員会の委員長である油井委員長からお話をいただければと思います。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	9番（発言を許可する。）
9番	ただいま庶務係長から説明のあった通り、8月28日に、農政対策小委員会の中で皆様に提案いただきました各項目について審議いたしました。今回の変更点としては、オリンピックなどの新しい項目を追加し、農地集積と耕作放棄地の解消については2つの項目を関連項目として一つにまとめました。作成については、次回はさらに日程に余裕を持たせて、審議できるよう日程調整を行う必要があると考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	ご意見、ご質問ございませんか。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）
14番	区域協議会として、みんなの意見を紙で提出してもらったものを取りまとめて提出したので、内容について区域協議会で十分に審議する時間が取れなかった。次回は審議する予定をきちんと組み込んでもらいたい。
議長	事務局。
庶務係長	次回は意見提出の際については、日程調整を行い、区域協議会での審議方法についても検討いたします。
議長	来年は農政対策小委員会の委員が内容を把握し、区域協議会で十分に審議できるように日程調整をお願いします。他にご意見、ご質問ございませんか。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	19ページ、項目13番、種子法に対する継続要望についてですが、種子法はすでに4月に廃止されており、福島県でもその方向で議論されている。現在の情勢を把握しないまま、文言を変更しないのであれば同意できません。
議長	事務局。
庶務係長	種子法は国会で主要農作物種子法案ということで、復活法案が要求されており、現在も継続審議中です。種子法については見通しが立っていない状況です。
14番	農政対策小委員会では、県に要望すると決定しており、内容もこのままで良いのではないかと。復活するとしても一度廃止になった法律が法律名を変えないで復活するわけではないので、新種子法の制定要望について、と項目を変え新たな種子法を制定するよう要望してはどうか。
8番	種子法は国や県では継続審議していることでの要望なのでこのままでもよいのではないかと。
議長	9番、農政対策小委員会会長としてご意見ありますか。
9番	項目を新種子法の制定要望についてとし、食料の生産・安定供給のため、新たな種子確保対策を講ずるよう要望することとすれば、種子法の廃止に関わらず対策を要望するということがいけませんか。
議長	皆様、13番については、今回の修正案に変えて記載するということが、よろしいでしょうか。
	〔異議なし。〕
議長	そのほかご意見・ご質問ありますか。

〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第7号平成31年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見について、修正案を含め決定いたします。

農地係長 次に報告を事務局よりお願いします。

議長 議案書20ページ、報告第1号、農地等の買受適格証明願出について、区域番号1番、整理番号1番から21ページ、6番までの6件について、記載内容の受理を行っております。

議長 議案書22ページ、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号3番、整理番号2番から5番の4件、区域番号4番、整理番号6番から23ページ、9番までの4件、区域番号5番、整理番号10番から24ページ、14番までの5件、区域番号6番、整理番号15番及び16番の2件、区域番号7番、整理番号17番から19番までの3件、以上19件について、記載内容の受理を行っております。

議長 議案書25ページ、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号4番、整理番号2番及び3番の2件、以上3件について、記載内容の受理を行っております。

議長 議案書26ページ、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番から5番までの5件、議案書27ページ、区域番号2番、整理番号6番から9番までの4件、区域番号3番、整理番号10番の1件、28ページ、区域番号6番、整理番号11番の1件、区域番号7番、整理番号12番及び13番の2件、以上13件について記載内容の受理を行っております。

議長 議案書29ページ、報告第5号、許可の条件を履行したことの証明について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号5番、整理番号2番の1件、計2件について記載内容の受理を行っております。

議長 議案書30ページ、報告第6号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号7番、整理番号2番の1件、以上2件について、記載内容の回答を行っております。

議長 議案書31ページ、報告第7号、農業者年金業務（1）老齢年金支給裁定について、区域番号5番、整理番号1番及び2番の2件について、進達し裁定されたものです。

議長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

議長 〔質問なし。〕

議長 ご質問ございませんので、以上で報告を終了します。

古関委員 次に、先日開催しました、第2回ふれあい体験について、古関委員より報告をお願いします。

議長 それでは報告いたします。8月18日のふれあい体験において、出席者、親子11組、大人13人・子供13人・協力者12名で実施いたしました。野菜の定植作業と収穫作業を行いました。柴山実行委員長の指導の下、参加者は定植・収穫作業を楽しんでおりました。作業後、宮畑遺跡に移動し、収穫した枝豆を実食し、収穫した野菜の他に佐藤秀雄委員、宍戸会長、大宮職務代理からお土産をいただき、大変好評でした。3回目のご協力もよろしくお願

いいいたします。

議長 次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会において、ご報告いたしました追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

事務局 追加、変更等ございません。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

[その他、発言なし。]

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理よりあいさつ)

慎重審議ありがとうございました。これで第15回総会を終了いたします。

(午後3時15分)

平成30年9月18日

これは、福島市農業委員会第15回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 4番 _____

議事録署名人 16番 _____